

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 小林 照代

年 月 日	2020年5月27日			
年会費名	建設政策研究所2020年度会費			
相手方	特定非営利法人 建設政策研究所			
年会費支払目的	情報を収集し、議会での質問に役立てるため			
按分率の説明	すべて政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 災害に強い国土、県土づくりや快適な社会資本の整備など建設政策の全般にわたる研究とその報告を、講演会、機関誌の発行等で広げている</p> <p>◆本会の活動頻度 総会、講演会など研究会合などを適時、開催。月1回の機関誌を発行</p> <p>◆参加者の状況 建築士や防災士など専門家や建築に携わる労働者、地方議員など</p> <p>機関誌に発表される論文により得た知識、情勢を議会質問に活かす</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	2800円	11000円+振替手数料203円=11203÷4(4人で分担)=2800円	18
		合計 2800円 (すべて政務活動)		
備考	添付資料：建設政策研究所定款、「建設政策」表紙コピー			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

建設 政策

—特集—

町場の仕事を考える

5 2020
No.191

- ◇ 小特集 ベトナム建設事情 技能実習生の母国を訪ねて
- ◇ 建設政策研究所2020年度第1回研究委員会 (2020.3.27) 講演から(抄録) 國學院大學労供研究会事務局長 本田一成氏(國學院大學教授) 建設産業における労働者供給事業の現状と課題



特定非営利活動法人 建設政策研究所

定 款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人建設政策研究所という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

- 2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を北海道札幌市中央区南 8 条西 16 丁目 2 番 20 号コーポ前川 1F 北海道建設厚生協会内、及び大阪府大阪市中央区釣鐘町 1 丁目 1-1 AK レズィデンス 501 号室に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、災害・環境破壊を起こさない国土づくり、快適な国民生活に必要な社会資本の建設、建設産業界の民主化、建設労働者の労働条件の改善及び中小建設業者の経営の安定及び社会的地位の向上などに関する調査・研究を推し進め、国民と労働者・中小業者の生活に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 経済活動の活性化を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、建設産業関係の団体・個人及び学者・研究者・専門家と連携し、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 調査・研究・政策提言活動
- (2) 資料・情報収集活動
- (3) 情報・資料バンク
- (4) 出版・宣伝活動

- (5) 講演・講師活動
- (6) 研究集会・シンポジウム
- (7) その他、目的達成に必要な活動

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種類とし、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 団体会員

この法人の目的・活動に賛同し、参加・協力する団体

(2) 個人会員

この法人の目的・活動に賛同し、参加・協力する個人

(3) 賛助会員

この法人の目的・活動に賛同する団体・個人

(入会)

第7条 会員を希望する者は、所定の入会申込書を提出するものとする。

2 入会を希望する者は、理事会の認証を得て会員となることができる。

但し、正当な理由のない限り入会を認めなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、附則で別に定める会費（会計年度途中入会会員を含む）を一口以上納入する。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき

(2) 本人が死亡し、また会員である団体が消滅したとき

(3) 正当な理由なく会費を1年以上滞納したとき

(4) 定款に違反したとき

2 前項第3号、第4号については理事会の議決により決定する

(退会)

第10条 会員は、退会届を理事会に提出して、任意に退会できる。

(拠出金品の不返還)

第11条 既に納められた年会費その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上
- 2 理事のうち1名を理事長とし、副理事長を若干名、専務理事を1名置くことができる。
- 3 役員は、無報酬とする。ただし常勤役員は、理事会において選出し、規程を定めて報酬を支給することができる。

(選任等)

第13条 理事及び監事は総会で団体会員及び個人会員の中から選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会で互選する。
- 3 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なく補充する。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を掌握する。

- 2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときは代行する。
- 3 専務理事は理事会の決定に基づき、事務局を総括し日常業務を処理する。
- 4 理事は理事長の下で、総会の決定を執行する立場から審議・実践する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

(解任)

第 16 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(事務局及び職員)

第 17 条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局の組織及び運営に必要な事項は理事会の議を経て理事長が定める。

第 5 章 総会

(構成)

第 18 条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

第 19 条 総会は、以下の事項について議決する。

- | | |
|----------------|--------------------|
| (1) 決算報告 | (8) 委員会の新規設置 |
| (2) 事業報告 | (9) 会費の金額 |
| (3) 監査報告 | (10) 定款の変更 |
| (4) 中期計画及びその変更 | (11) 解散 |
| (5) 事業計画及びその変更 | (12) 合併 |
| (6) 予算計画及びその変更 | (13) その他運営に関する重要事項 |
| (7) 役員の選出及び解任 | |

(開催)

第 20 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 会員総数の 20 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の既定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 21 条 総会は、第 20 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 20 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の既定による請求があったときは、その日から 60 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面ま

たは電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(定足数)

第22条 総会は、会員総数の40分の1以上の出席がなければ開会することができない。

2 会員総数は団体会員、賛助会員、個人会員各々1団体1名と数える。

(議決)

第23条 総会における議決事項は、第21条第3項の既定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に既定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第24条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の既定により表決した会員は、第22条(定足数)、第23条第2項(議決)、第25条第2号(議事録)及び第37条(定款の変更)の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第25条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の内容及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人3人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会等

(理事会の構成)

第26条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 27 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 2 理事会の運営に関する事項は別に定めることができる。

(運営会議)

第 28 条 理事会の決定を實踐するため、運営会議を設置する。

- 2 運営会議は、理事長、副理事長、専務理事、各委員会委員長及び事務局理事で構成し、必要に応じて他の役員を加えることができる。
- 3 運営会議は本条第 1 項の業務に加え、各委員会の連絡・調整を図る。

(委員会)

第 29 条 この法人の業務及び活動を推進するため、理事会の承認を得て委員会を設置することができる。

- 2 新たに設置する委員会は、総会の承認を得ること。
- 3 各委員会の委員長は委員の互選とする。
- 4 各委員会の性格及び業務は次の通りとする。
 - (1) 編集・出版委員会は、定期的な機関誌・紙類、研究成果の取りまとめとその出版、その他の出版物の編集、などを行う。
 - (2) 研究委員会は、情勢分析や政策課題などの研究、および会員等からの委託による研究テーマの設定、研究会（プロジェクトチーム）の編成及びテーマの分担、研究方法及び発表方法の検討などの研究マネジメントを行う。

(研究会)

第 30 条 必要に応じて、第 29 条第 4 項第 2 号の規定に基づき、研究課題ごとに研究会（プロジェクトチーム）を置くことができる。

(専門家等の委嘱)

第 31 条 研究会の運営に必要な専門家等は、理事長が委嘱して研究会の会員に加えることができる。

- 2 研究会に関する事項は別に定める。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 32 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (4) 研究及び事業に伴う収入

(3) 寄付金品

(5) その他の収入

(予算)

第 33 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、総会の議決を経るものとする。

- 2 前項の既定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とする。

(予備費の設定及び使用)

第 34 条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第 35 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 36 条 この法人の事業年度は、毎年 11 月 1 日に始まり、翌年の 10 月末日に終わる。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 37 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の 2 分の 1 以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を経なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第 38 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動にかかる事業の成功の不能
- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産

(6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、会員総数の2分の1以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が解散(合併及び破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決された者に譲渡するものとする。

(合併)

第40条 この法人が合併しようとするときは、総会において会員総数の2分の1以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第42条 この定款に疑義が生じた場合は理事会の解釈に随う。ただし、総会の事後承認を得ることとする。

- 2 この定款が既定する以外の事項は理事会が決し、総会の事後承認を得ることとする。

附則

(附則)

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	永山 利和	理事	椎名 恆
副理事長	荒井 春男	同	関口 偵雄
同	江澤 和治	同	田中 政広
同	大塚 紀章	同	谷野 洋
同	坂庭 國晴	同	塚原 信介
同	清水 謙一	同	筒井 等
専務理事	辻村 定次	同	福嶋 実
理事	荒川 隆男	同	古澤 一雄

同	今井 拓	同	丸山 信二
同	後藤 英輝	同	三楠 正廣
理事	山田 規世		
監事	深見 勝治	同	藤好 重泰

3. この法人の設立当初の役員任期は、第 16 条第 1 項の既定にかかわらず、成立の日から 2005 年 12 月末日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 34 条第 1 項の既定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第 37 条の既定にかかわらず、成立の日から 2005 年 10 月末日までとする。
6. この法人の設立当初の会費は、次に掲げる額とする。
 - (1) 団体会員 1 口 1 万円
 - (2) 個人会員 1 口 5 千円
 - (3) 賛助会員 1 口 5 万円
7. この法人の設立により、任意団体建設政策研究所の事業、会員及び財産は、この法人が継承する。
8. 任意団体建設政策研究所の事務局職員及び給与の既定は、この法人が継承し、その勤務年数は通算する。
9. 2009 年 7 月 2 日一部変更

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 小林 照代

年 月 日	2020年6月18日他			
年会費名	奈良県統計協会特別会員(団体)2020年度会費			
相手方	奈良県統計協会			
年会費支払目的	統計協会のおこなう調査資料、統計資料を議会質問等に役立てるため			
按分率の説明	すべて政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 (目的)は会則第3条のとおり (事業)は同第4条のとおり (会費)は同第23条のとおり</p> <p>◆本会の活動頻度 ・「奈良県統計年鑑」(年1回)、「100の指標からみた奈良県勢」、「奈良県産業連関表」「奈良県民経済計算報告書」の活用 ・機関誌「統計レポート」(月1回)に紹介される統計諸指標の活用</p> <p>◆参加者の状況 上記のとおり、統計資料、定期刊行物の活用</p> <p>資料、情報を収集し、議会の質問に活かす</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	調査研究	5000円	20000円×1/4=5000円	27
備考	<p>合計 5000円 (100%充当)</p> <p>特別(団体)会員会費であることから会派を構成する4人で分担 添付資料:奈良県統計協会会則(部分コピー)、定期刊行物の表紙(コピー)</p>			

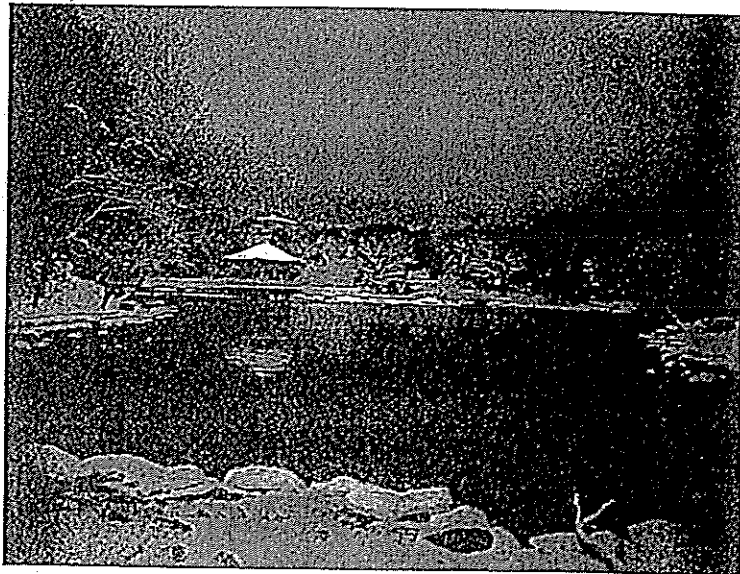
注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

統計レポート

2020年1月号
No.333

特集

- (1) 平成28年度奈良県県民計算経済の概要
- 建設業、製造業等の持ち直しにより、実質で+2.3%と3年ぶりのプラス成長 -
- (2) 家計消費の動向
- 平成30年家計調査(奈良市)の結果から -
- (3) 平成30年工業統計調査結果確報【奈良県結果】
- (4) 在学者・卒業者数及び卒業後の状況
- 文部科学省：令和元年度学校基本調査の結果(速報)から -
- (5) 奈良県の賃金・労働時間・雇用の動き
- 平成30年毎月勤労統計調査地方調査結果から -



奈良県統計協会

奈良県統計協会会則

昭和 2年	2月12日	総会議決
昭和23年	8月 5日	改正
昭和24年	3月 5日	一部改正
昭和28年	2月 7日	全面改正
昭和29年	2月26日	一部改正
昭和30年	8月25日	一部改正
昭和31年	2月26日	一部改正
昭和34年	10月 1日	一部改正
昭和39年	4月24日	一部改正
昭和45年	5月22日	一部改正
昭和50年	5月13日	一部改正
昭和51年	5月27日	一部改正
平成 4年	3月25日	一部改正
平成 8年	3月19日	一部改正
平成 8年	4月 1日	一部改正
平成 9年	3月19日	全部改正
平成17年	4月 1日	一部改正
平成18年	3月17日	一部改正
平成30年	6月 1日	一部改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、奈良県統計協会という。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、奈良県統計主管課内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この会は、統計知識及び技術の向上を図り、もって、統計の振興発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 統計に関する調査研究、講習会、講演会、大会等の実施
- (2) 統計機関誌及び統計に関する図書等の発行
- (3) 各種統計関係団体等の育成及び指導
- (4) 統計に関する図表等の募集及び展示会の開催
- (5) 統計功労者の表彰
- (6) その他本会の目的を達成するため必要な事業

第3章 会員

(会 員)

第5条 この会は、奈良県及び県内市町村（正会員）並びにこの会の趣旨に賛同するもの（特別会員）をもって組織する。

2 特別会員に関し必要な事項は別に定める。

第4章 役員

(役 員)

第6条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 3 名
- (3) 理事長 1 名
- (4) 理 事 若干名
- (5) 監 事 2 名

(役員を選任)

第7条 会長は、奈良県総務部を担任する奈良県副知事をもって充てる。

2 副会長は、奈良県統計主管部（室）長、奈良県市長会長及び奈良県町村会長をもって充てる。

3 理事長は、奈良県統計主管課長をもって充てる。

4 理事は、各市統計協会会長及び郡支部長をもって充てる。ただし、市にあっては統計主管課長をもって充てることができる。

5 監事は、理事の互選によって決める。

(役員職務)

第8条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 理事長は、常時会務を掌握し、会長及び副会長を補佐するとともに、会長及び副会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 理事は、理事会でその権限に属する事項の審議に当る。

5 監事は、この会の会計を監査する。

6 会長は、その権限に属する事務のうち、別に定める事項を理事長に専決させることができる。

(役員任期)

第9条 役員任期は、会長、副会長、理事長及び理事にあっては、その者の在職期間とし、監事にあっては1年とする。

2 補欠により就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 事務局

(事務局)

第10条 この会の事務を処理するため、事務局を置き、職員を配置する。

2 事務局の職員は、奈良県統計主管課の職員を充てる。

3 職員は、理事長の指揮を受けて、この会の事務を処理する。

第6章 会議

(会議の種類)

第11条 この会の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会)

第12条 総会は、役員及び正会員をもって構成する。

2 通常総会は、毎年1回開催する。ただし会長が認めるときは、理事会の開催をもってこれに代えることができる。

3 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会で開催を決議したとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から開催の請求があったとき。
- (3) 会長が特に必要と認めたとき。

(総会の附議事項)

第13条 総会は、次の事項について審議する。

- (1) 会務報告
- (2) 第12条第2項によって総会の附議を必要とされた事項

(理事会)

第14条 理事会は、会長、副会長、理事長及び理事で構成する。

2 理事会は、次の場合に随時開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事の3分の1以上から開催の要求があったとき。
- (3) この会則に定めるもののほか本会の運営に関する重要な事項

(理事会の議決事項)

第15条 理事会は次の事項を議決する。

- (1) 会則の改廃及び諸規程の制定または改廃
- (2) 事業計画及び予算の決定
- (3) 事業報告及び決算の承認
- (4) 会費及び負担金に関する事項
- (5) 基金及び財産の管理に関する事項
- (6) 総会に附議する事項
- (7) その他会長が必要と認める事項

(会議の招集)

第16条 会議は、会長が招集する。

(会議の通知)

第17条 会長は、会議の開催7日前までに、当該会議の附議事項、日時、場所を示した書面をもって、当該会議の構成員に通知しなければならない。ただし、緊急を要すると認めた場合はこの限りではない。

(会議の議長)

第18条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

2 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(会議の定足数及び表決)

第19条 会議は、定数の2分の1以上の出席で成立する。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 次の議事については、定数の3分の2以上をもって決する。

(1) この会の解散

(2) 財産の処分

(3) 会則の改廃

(書面表決等)

第20条 会議に出席できない当該会議の構成員は、あらかじめ通知された当該会議の議決事項について、会議当日までに書面をもって表決し、または他の者を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前条の適用については、その構成員は当該会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 会議の議事については、会議の議決事項、議事その他必要な事項を記録した議事録を作成しなければならない。

第7章 支部

(支部等の構成)

第22条 この会に、別表1のとおり支部を置く。

2 支部に関して必要な事項は別に定める。

第8章 会計

(会計)

第23条 この会の経費は、会費、負担金、事業収入、補助金、交付金、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 この会の会員は、別に定めるところにより、会費若しくは負担金を納入しなければならない。

(特別会計)

第24条 この会は、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

(基金)

第25条 この会の収支決算に剰余金が生じた時は、その一部または全部を基金として積み立てることができる。

(事業計画及び収支予算)

第26条 この会の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、事業年度の開始までに、総会又は理事会の承認を得なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第27条 この会の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告及び収支決算書を作成し、監事の監査を経た後、総会又は理事会の承認を受けなければ

ばならない。

(剰余金及び残余財産)

第28条 この会は、剰余金の分配を行うことができない。

2 この会が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、地方公共団体に譲渡するものとする。

(会計年度)

第29条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 補則

(委任)

第30条 この会則に定めるもののほか、この会の運営に関し必要な事項は、別に会長が定める。

附 則

この会則は、昭和28年2月7日から施行する。

附 則（第8条・第9条・第10条、昭和31年5月29日一部改正）

この会則は、昭和31年5月29日から施行する。

附 則（第5条・第8条、昭和34年10月1日一部改正）

この会則は、昭和34年10月1日から施行する。

附 則（第4条、昭和39年4月24日一部改正）

この会則は、昭和39年4月24日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

附 則（第1条・第8条、昭和45年5月22日一部改正）

この会則は、昭和45年5月22日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

附 則（第9条、平成4年3月25日一部改正）

この会則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（第1条・第8条、平成8年3月19日一部改正）

この会則は、平成8年3月19日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則（第8条、平成8年4月1日一部改正）

この会則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月19日全部改正）

この会則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日一部改正）

この会則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月17日一部改正）

この会則は、平成18年3月17日から施行し、平成17年9月25日及び平成18年1月1日から適用する。

附 則（平成30年6月1日一部改正）

この会則は、平成30年6月1日から施行する。

(別表1)

奈良県統計協会支部一覧表

支 部	構 成 市 町 村
都市支部 奈良県都市統計協議会	奈良市 大和高田市 大和郡山市 天理市 橿原市 桜井市 五條市 御所市 生駒市 香芝市 葛城市 宇陀市
山辺 支部	山添村
生駒 支部	平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町
磯城 支部	川西町 三宅町 田原本町
宇陀 支部	曾爾村 御杖村
高市 支部	高取町 明日香村
葛城 支部	上牧町 王寺町 広陵町 河合町
吉野 支部	吉野町 大淀町 下市町 黒滝村 天川村 野迫川村 十津川村 下北山村 上北山村 川上村 東吉野村

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 小林 照代

年 月 日	2020年7月29日			
年会費名	奈良自治体問題研究所2020年度会費			
相手方	奈良自治体問題研究所			
年会費支払目的	情報収集し、議会での質問に役立てるため			
按分率の説明	県や市町村の施策や調査報告、研究者や団体の研究・調査報告を収集し、解明、自治体への提言をもつぱら行う研究所であり、同会の資料、報告、提言、発行物はすべて政務活動に活用			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 別紙、規約の「総則」のとおり、「自治体問題、地域問題に関する調査・研究および学習」をすすめる</p> <p>◆本会の活動頻度 課題別学習会、講座、シンポジウムの定期的開催 研究所機関誌「奈良の住民と自治」の発行(月1回刊)</p> <p>◆参加者の状況 定期的開催される講座、シンポジウムなどに参加 「奈良の住民と自治」の購読と資料の活用</p> <p>情報を収集し、議会の質問に活かす</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	2020年度会費	3600円	奈良自治体問題研究所年会費	44
	合計		3600円(100%充当)	
備考	添付資料：機関誌「奈良の住民と自治」表紙、規約(コピー)			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良自治体問題研究所規約

第一章 総則

第1条 この研究所は、奈良自治体問題研究所（以下「研究所」という）といい、事務所を大和郡山市内におく

第2条 この研究所は、自治体問題、地域問題に関する調査・研究および、学習活動を行い、地方自治の民主的な発展に寄与することを目的とする

第3条 前条の目的を達成するために、次の事業を行う

- (1) 自治体、地域に関する調査・研究・啓発および資料の収集
- (2) 社会福祉、医療、教育、文化、地域・まちづくり計画、環境、地域経済、地域産業、行政の民主化、地方財政等、住民生活に関わる諸問題について
- (3) 講座、講演会、研究会等の開催および講師の斡旋
- (4) 研究所報『ならの住民と自治』の発行
- (5) 『住民と自治』誌の学習と普及
- (6) 目的を同じくする各種機関、団体との協力および当該事業への参加
- (7) その他前条の目的を達成するための事業

第二章 会員

第4条 会員は次のとおりとする

- (1) 正会員 目的に賛同して入会した個人または団体
- (2) 賛助会員 目的に賛同し、これを援助する個人または団体

第5条 会費は次のとおりとする

- (1) 正会員、個人会費は月300円（『住民と自治』誌併読は800円）
団体会員は月101,000円
- (2) 賛助会員 個人、団体、年額105,000円

第6条 入会の承認は理事会において行う

第三章 役員等

第7条 研究所に、次の役員をおく

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 理事長 | 1名 |
| (2) 副理事長 | 若干名 |
| (3) 常任理事（内1名は事務局長） | 若干名 |
| (4) 理事 | 若干名 |
| (5) 監事 | 2名 |

第8条 役員は総会で選出する

2 役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない

第9条 この研究所に顧問をおくことができる

2 顧問は理事会において推薦し、総会において承認する

3 顧問は随時理事会に出席して意見を述べることができる

第10条 この研究所に研究員をおくことができる

- 2 研究員は、理事会において選任し総会に報告する
- 3 研究員は、随時理事会に出席して意見を述べることができる
- 4 研究員は、その専門性を生かして研究成果を、研究所ニュースや諸事業で発表する
- 5 研究員には、必要な費用を支払うことができる

第四章 事務局

第11条 研究所の日常の事業・活動を円滑に行うため、事務局をおく

- 2 事務局員は、会員の中から事務局長が推薦し、理事会において承認する

第五章 会議

第12条 総会は最高の決定機関で、正会員で構成する

- 2 総会は次の事項を議決する

- (1) 年間の事業（活動）計画
- (2) 予算および決算
- (3) 役員を選出および承認
- (4) 規約の改正
- (5) その他、必要と認める事項

- 3 総会は会員の2分の1以上の出席により成立する。ただし、委任状を持って出席とみなすことができる

- 4 議事は、出席者の過半数で決定する。ただし、可否同数の場合は議長が決定する

- 5 30名以上の会員の請求があった時は、臨時総会を開催しなければならない

第13条 理事会は役員（監事をのぞく）で構成し、総会の方針に基づき事業の執行を決定する

- 2 理事会は、理事長が招集する

第六章 会計

第14条 会計は会費およびその他の収入をもって充てる

第15条 監事は会計を監査し、総会において監査結果を報告する

第16条 会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする

第七章 規約改正および運用

第17条 この規約は議決権を有する総会出席者の3分の2以上の議決を経て改正することができる

第18条 この規約の施行上必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定めることができる

付則

この規約は、2018年1月27日より施行する

- 2000年 1月29日 制定
- 2001年 1月27日 一部改正
- 2006年 1月28日 一部改正
- 2011年 1月15日 一部改正
- 2018年 1月27日 一部改正

ならの住民と自治

NO. 328 2020・7・15

発行：奈良自治体問題研究所 〒639-1160 大和郡山市北部山町246 大和ビル3F.
奈良自治体労働組合総連合内 ☎ 0743-55-3060

《 連絡先 》： 事務局 城 ☎ 携帯 090-5881-5126

《 郵便振替口座 》： 00920-0-91468 奈良自治体問題研究所

《 ホームページ 》： <http://naraitikensub.jp>

第62回自治体学校 Zoom分科会・講座等

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、本年7月に予定していました「第62回自治体学校 in 広島」の代替措置として、8月に「第62回自治体学校 Zoom分科会・講座等」が実施されます。

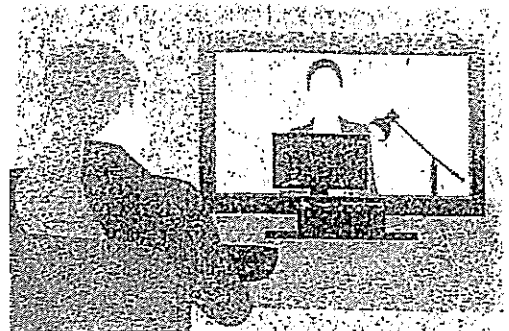
全体会（宮本憲一氏の記念講演、岡田知弘理事長の特別報告）はDVD視聴となり、分科会・講座についてはZoomミーティングとなります。既に申し込みが始まっていますので、参加を希望される方は、自治体問題研究所（全国研）のホームページからお早めに申し込みください。

奈良自治研は集団受講します

奈良自治研は、Zoomを利用されない方等のために、奈良自治労連事務所をお借りして集団受講をすることにしました。

次ページのとおり12の分科会・講座がありますが、集団受講する分科会・講座は、○太字で書かれている7分科会・講座です。

全体会の記念講演、特別報告を受けて分科会・講座が構成されていますので、集団受講を希望される方も事前に記念講演、特別報告を聞かれる方がいいです。自治体問題研究所（全国研）のホームページから、全体会DVD+分科会テキスト（会員2000円）をお早めにお求めください。



受講日は、8月1日（土）午前・午後、2日（日）午前・午後、8日（土）午前・午後、9日（日）午後
集団受講は、有料、1回500円です。

奈良自治労連事務所は広くはないため、三密を避けるため人数制限をする予定です。

受講は先着順、会員優先です。

7月27日～30日の間に、城（090-5881-5126）までお申し込みください。

全体会DVD+分科会テキスト（会員2000円）は事前にお求めください。

マスク着用、飲み物等持参、ゴミ持ち帰り厳守

* 奈良自治労連事務所には、来客用駐車場はありません。公共交通機関か、城ホール駐車場又は三の丸駐車場（有料）など周辺駐車場をご利用ください。

住所は、大和郡山市北部山町246 大和ビル305（大和郡山市役所から北へ数十メートル、3階への階段は入口正面ではなく、建物中央の階段でないと事務所に着きません。 Tel. 0743-55-3060

自治体学校に参加しましょう

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い一堂に会した形での開催とはなりませんでした。逆に、安価で多くの分科会・講座に参加できることになりました。一流の講師の講演をたくさん聞けるチャンスですので、ぜひご参加ください。事前に自治体問題研究所のホームページをご覧ください。

政務活動指図書 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 小林 照代

年月日	2020年5月12日他				
表題と発行部数	「日本共産党奈良県議会だより」2020年3、4月 (NO. 110) (129700枚)				
対象者	奈良県民				
配布方法	新聞折込 (117300枚)、ポスティング・駅頭配布等 (12400枚)				
発行目的	2月定例奈良県議会の提案、議論 (質問)、決定を広報し、広く県民の意見、要望を聞く。				
按分率の説明	4人の議員で構成する日本共産党県会議員団が責任発行する「県議会だより」であり、会派と議員の政務調査活動の紹介と報告に特化した (すべて政務活動)				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・2月定例県議会における日本共産党議員の本会議、委員会などでの発言、質問、提案を紹介。代表質問、一般質問、予算委員会の討論などで取り上げた県政上の諸課題についての提案、考えを示し、意見を求めた。 ・県民生活を直撃する新型コロナ禍に対して、検査体制の抜本的強化、医療体制の拡充、県民の経済的負担軽減のための施策の推進を提案。 ・不要不急の事業を見直し、予算を確保して、新型コロナ感染防止のための抜本的対策をおこなうことなどを含む奈良県予算案の修正提案をおこない、その内容を詳細に報告した。 <p>読者の意見を求め、議会論戦に活かす。</p>				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	新聞折込代	奈良産経企画	90321円	117300枚分×1/4	10
	印刷代	関西共同印刷所	67100円	129700枚分×1/4	12
	合計 157421円 (100%充当)				
備考	会派を構成する4人の議員が分担する (1/4) 添付資料: 「日本共産党奈良県議会だより」2020年3、4月号 (No.110)				

注 発行した広報紙を添付してください。

共産党県議団が提案する予算の組み換え

見直しを求めた主な事業

- ・大企業向け企業立地補助金 … 10億円
- ・大田まつり … 7000万円
- ・京奈和自動車大和北道路 … 2億5000万円
- ・マイナンバー制度推進 … 2億円
- ・マイナビ・コミュニケーション … 9000万円

実施を提案した主な事業

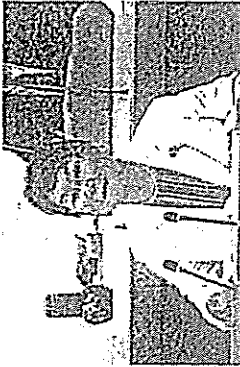
- ・子どもの医療費・福祉医療の窓口負担なし(完全無料化) … 1.1億円
- ・大学生むけ給付型奨学金 … 1億2000万円
- ・後期高齢者医療費助成 … 1億円
- ・介護保険利用者負担軽減 … 1億円
- ・国民健康保険の窓口負担軽減 … 1億円
- ・学校給食の地産地消 … 1億円
- ・商店街のリニューアル事業 … 1億円
- ・住宅リノベーション助成 … 1億円
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策 … 1億4000万円



20億円(仮定)の予算の捻出が実現できれば

日本共産党県議団は議案最終日、新年度予算案の組み替えを提案。小林照代議員が提案趣旨説明(左写真)を行いました。

不要不急の大規模事業や県民合意が得られていない事業を見直し、大企業向けの企業立地補助



初予算額0.5%削減を県民実現

「早急な感染抑制」予算の組換えを提案

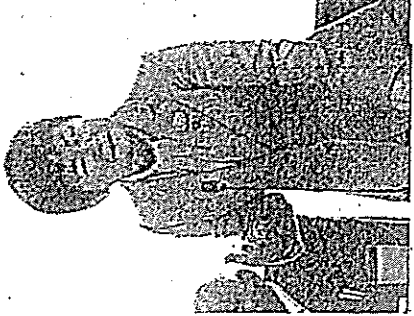
金や、「一方的な冒険イベント」と批判の声が上がっている「立山まつり」、平城宮跡の地下にトンネルを掘り埋蔵文化財に大きな影響を与える「大和北道路」などの見直しを求め、20億円余をつくり、県民が切実に望む事業、▽子ども医療・福祉医療の完全無料化(窓口負担なし)や▽大学生むけ給付型奨学金、▽学校給食の地産地消推進、▽新型コロナウイルス感染症拡大防止対策などを提案しました。

賛成少数で否決されましたが、引き続き、県政のムチを指摘し、県民の願い実現に頑張ります。

県民のいのちを守る体制強化を

厚生労働省は感染者数が1-2に達すると奈良県内に入院患者250人、重症患者90人、外来患者4600人を推計しています。奈良県内の「爆発的・接触者

外来」は8病院、PCR検査ができれば、奈良県保健研究所のタスクをまわし、1日24時間の検査が可能ですが、職員4人



PCR検査体制の拡充求める

山村幸徳議員が予算委員会で論戦

フル稼働。このままでは対応できません。

山村幸徳議員は予算委員会でこの10年間で保健研究所の人員が約2人削減され、予算は半減していることを指摘し、人員増や機器の購入、さらには民間検査機関にも依頼するなどして、検査の体制を抜本的拡充を求めました。

また、病床削減ありきの国の政策を批判するとともに、早急な入院体制の強化も求めました。

地域医療連携課長は「入院体制は感染症指定病院24床に加え、その他の病床40床を確保したことなど、福祉医療部次長は「職員をあらたに1人配置するとともに、PCR検査機器を購入、最大30件/日の検査が可能」と提案しました。

こうした現状であるにもかかわらず、県は、急性期の病床を削減する「地域医療連携」をすすめています。山村議員は、病床の削減を中止して、県民の命を守る体制を強化すべきだと主張しました。

「奈良公園への高級ホテル建設」「理不尽な高校再編」2つの裁判が判決

奈良公園に建設中の高級ホテルをめぐる、周辺住民が「ホテル利用者が公園地を使用することは、公園を一般に開放するとして都市公園法に反する」として知事が出した設置許可の取り消しを求めた裁判で、奈良地裁は住民側の訴えを退ける判決を言い渡しました。住民側は控訴する方針を明らかにしています。

一方、平城高校生徒4名が同校の閉校を決定した条例の取り消しと損害賠償などを求めた裁判は、条例取り消しの訴えは退けたものの、損害賠償を一部認める画期的な判決となりました。

県教育委員会は判決を受け、理不尽な高校再編のあり方を見直すとともに、生徒・保護者など関係者へ誠意ある説明を行ってまいります。

核兵器廃絶被爆者署名推進奈良県民の会発足 「会役員と今井光子議員が知事と懇談

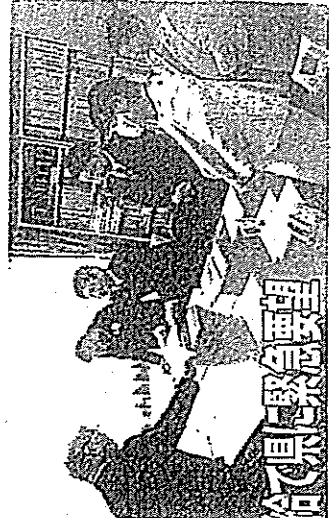
県内に住む被爆者や被爆二世の人も含めてこのほど、「核兵器廃絶被爆者署名推進奈良県民の会」が発足。奈良県にあって被爆者団体「わかかさの会」が解散していらいの再発定です。被爆者署名推進の団体となります。

同会の主なメンバーが知事と懇談(写真)し、同会の発足を知らせ、県内での署名推進について意見交換をおこないました。



共産党県議団は4月2日、新型コロナウイルス感染症の罹患疑いで休業する国民健康保険被爆者への傷病手当金を支給する条例改正を、市町村が速やかに行えるよう、国保財政を管理する責任をおついている奈良県がしかり市町村を支援するよう求める申し入れ(右写真)をおこないました。奈良県社会保険推進協議会もこの日、同趣旨の要望書を提出しました。

なお、市町村の取り組みは奈良県が把握し、厚生労働省にまとめて報告することになっています。



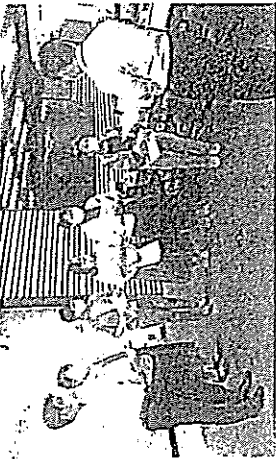
新型コロナウイルス感染症罹患者国民健康保険被爆者への傷病手当金を支給して県に緊急要望

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 小林 照代

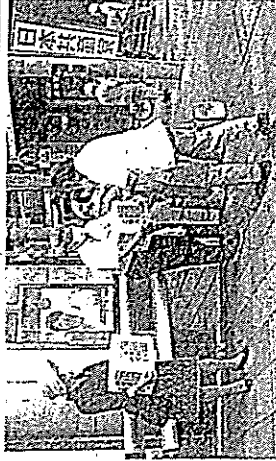
年月日	2020年8月12日他				
表題と発行部数	「日本共産党奈良県議会だより」2020年7、8月 (NO. 111) (129700 枚)				
対象者	奈良県民				
配布方法	新聞折込 (117300 枚) 、ポスティング・駅頭配布等 (12400 枚)				
発行目的	6月定例奈良県議会の県議会での質問、提案、決まったことを広報し、広く県民の意見、要望を聞く				
按分率の説明	4人の議員で構成する日本共産党県会議員団が責任発行する「県議会だより」であり、会派と議員の政務活動全般、個別活動の紹介と報告に特化 (すべて政務活動)				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県民生活を直撃する新型コロナ禍に対して、検査体制の抜本的強化、医療体制の拡充、県民の経済的負担軽減のための施策の推進を提案。コロナ危機の第2波に備え、PCR検査など検疫体制を強化し、県民の営業と暮らしを守る経済支援強化を求める議会内外の取組を紹介。 ・不要不急の事業を見直し、予算を確保して、新型コロナ感染防止のための抜本的対策をおこなうことなどを含む奈良県予算案の修正提案をおこない、その内容を詳細に報告した。 ・県営水道料金の引き下げを求める議会論戦、地方議会での意見書採択の状況を知らせ、県の対応を求めた。 <p>読者の意見を求め、議会論戦に活かす。</p>				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	新聞折込代	奈良産経企画	90321 円	117300 枚分×1/4	51
	印刷代	関西共同印刷所	69575 円	129700 枚分×1/4	52
	合計 159896 円 (100%充当)				
備考	会派を構成する4人の議員が分担する (1/4) 添付資料: 「日本共産党奈良県議会だより」2020年7、8月号 (No.111)				

注 発行した広報紙を添付してください。



要請活動 県農協団体
の新型コロナウイルス
感染拡大防止対策の推進を求め
る養蚕農対策本部、知事への要
請活動に同行。知事と土夫と養
蚕の養蚕を求めています。

新選出代表の奮闘
**苦難軽減のため全力で
取り組んでいます**



三重県議会 2020
7月選出で九州別府を中心に全
な被害がでました。早くに被害に
でた養蚕農を支援し、土夫との
右から養蚕農を支援します。

**新型コロナウイルス
第2波に備え、医療・検疫
体制の強化と経済支援を！**

6月定例会奈良県議会
新型コロナウイルスの感染者が急激に増え、重症化も7月4日、38日ぶりに感染
者が確認されました。日本共産党奈良県議員
は、第2波に備え、迅速な経済支援と医
療・検疫体制の強化を求めて参ります。
6月定例会奈良県議会、国の緊急対策予算案を
とり、238億円の新予算案を含む38議案が
提案されました。
日本共産党は議員の働きを高く評価して謝しま
した。

**公立公的病院の再編統合撤回を
県議になる地域医療関係者
は断固として反対し、地域医療維持を
断固として主張し、小規模化議員が代表質問**



小森原代表議員は、代表質問で、厚
生労働省が理想とする1ヶ所の必要
病床に対し、6月17日現在、全国で
04.7%しか病床確保ができていな
い指摘。第2波に備えて十分な病
床確保が必要とし、病床削減を前提
とする「地域医療構想」により、県
内ではこの3年間に400余りの病
床が減少しており、今後異なる病
床削減をすすめる「地域医療構想」
の是非を求めました。
あわせて、感染拡大防止対策を講
ずる、新型コロナウイルスの感染
防止、厚生労働省が、奈良県の公立、公
3病院など400を超える公立、公
的病院を名指ししてすすめる再編統合
計画の撤回を断固として求めまし
た。

是非知事は、病院地域医療構想に
ついて「断固しない病院」「一問一答
の良病院」という2つの目標を奈
ら

**保健所体制の強化、減収を
医療機関への財政支援を
山村議員が一般質問**

山村議員は一般質問で、県
所職員がこの10年間で46%削減され
たことを指摘し、PCR検査体制取
充のためにも保健所体制の強化が不
可欠、と断固しに求めました。是非知
事は、感染拡大防止と保健所体制の
充実をすすめるべきと求めました。
また、山村議員は県内医療機関の
多くが、コロナ患者の受け入れに困
わらず、感染拡大や感染予防対策な
どで疲弊している実態を示し「医療
機関が倒産すれば医療崩壊となり県
民の命が危ない」と県の支援を求
めました。

奈良独自の医療提供体制を必要と
する考えを示しました。同時に「国
のやり方を断固のものではない」とし
て、公立、公的病院再編統合の撤回
を断固として求めました。
小林議員は、このほか、事業所の
閉鎖や中断で大きな影響を受けた高
齢者や障害者の実情を示し、県の支
援を求めるとともに、コロナ禍のも
とでのシェアリング等の取り組みや
障害者政策などについて取り上げま
した。

コロナ×子どもアンケート
ご自身の子どもへの影響は？

コロナのこどもへの影響は？

大きな影響	40%
中程度の影響	30%
軽微な影響	30%

【山村議員が宗したアンケート】 学校休校は子どもたちの心への影
響が大きい。早く、知事への働きかけでケアの取り組みが求められます。

**日本共産党
奈良県議会だより**
2020年7月 No.111

日本共産党奈良県委員会
代表 山村さとし
副代表 山本光太郎
編集 山本光太郎
発行 山本光太郎
印刷 山本光太郎

030-6501 奈良県庁 2階 207号室
Tel:0742715291 Fax:0742711492
Eメール naraken-jcp@forest.ocn.ne.jp

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 小林 照代

年 月 日	2020年10月12日他				
表題と発行部数	「小林照代の県議会だより」2020年9月号 (NO.20) 53500 枚				
対象者	奈良県民				
配布方法	新聞折込 (51000 枚)、駅頭配布・ポスティング (2500 枚) 他				
発行目的	6月定例県議会における日本共産党奈良県会議員団と小林照代県議の論戦、議会 (本会議、委員会) 質問、政策提言、政務活動を広報し、広く県民の意見・要望を聞くため				
按分率の説明	すべて政務活動と調査活動の報告				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・6月議会本会議でおこなった代表質問、所属する委員会での質問と提案を紹介し、県民、読者の意見と要望を聞く。 ・新型コロナウイルス感染症の拡大のなか、保健所や病院、社会福祉施設、学校、商店街などを訪問し、コロナの影響などについて聞き取りをおこない、そこで聞いた状況、要望を県対策本部に伝え、議会質問をおこなった。 ・代表質問では地域医療構想にもとづき病床削減をおこなってきたことが新型コロナの流行に対応ができなくなっていることを指摘。見直しを求めた。さらに、広範囲のPCR検査ができる体制を整備し、保健所や衛生研究所の体制強化を求めた。 ・消防職員、保健所職員の拡充を提案。避難所での対策の推進を提案した。意見を求め、議会での議論にいかす。 				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	新聞折込代	奈良産経企画	148456 円	51000 枚分	76
	印刷代	関西共同印刷	183700 円	53500 枚分	77
	※ 100%充当 合計 332156 円				
備考	添付資料: 「お元気ですか小林照代です (小林照代の県議会だより)」2020年9月号 (NO. 20)				

注 発行した広報紙を添付してください。



お元気ですか 小林てるよです

日本共産党奈良県議会議員

小林 照代の県議会だより

ブログ：小林てるよのブログ

小林てるよ

検索

2020年 9月

NO. 20

日本共産党奈良県議会議員団

奈良市登大路町30

奈良県議院内

tel 0742 (27) 5291

fax 0742 (27) 1492

naraken-jcp@forest.ocn.ne.jp

コロナ禍から国民を守る政治を

公的・公立病院の再編統合撤回を 病床削減を進める地域医療構想の中断・見直しを！

コロナウイルス感染症が世界を揺るがし、先進国と言われる国々で医療や看護職、人口呼吸器や病床の不足などを医療崩壊が起きました。

日本でもコロナ感染症の拡大により、感染が疑われる人が病院に受け入れを拒否され、搬送先がきまらない、決まるまでに相当な時間を要した。コロナ感染症以外の疾病の人が、手術を延ばしたり、治療を受けられぬなどのケースが各地で起きている。

コロナ患者受け入れの病床数は、6月17日時点、必要病床数を満たして64.7%であり、第2波にむけて十分な病床確保が求められています。

2014年の「医療介護総合確保法」では、2025年の医療需要を推計し、必要な病床数をきめる地域医療構想の策定を義務付け、奈良県では2016年、県内既存の病床数14,055床を2025年には13,068床にするとしています。その上、国は4,000を超えて公的・公立病院

この中には、奈良県の3つの済生会病院が含まれていまして、これを削減して、病床の削減を強いる計画です。しかし、感染症指定病床を削減するのは、公的・公立病院の再編統合の検討要請の撤回を求めることを否定。地域医療構想として、この3年間で減少した病床の多くは、療養病床で高度急性期は増え、今後として「構想」をあくまで推進してゆく考えを示しました。

奈良県内の病床数は、地域医療構想によって、2016年から約3年間で4500床減少していきます。6月議会では、知事に「コロナ感染症の対応で公的・公立病院の役割が高まっております。公的・公立病院の再編統合の撤回、病床削減を進める地域医療構想の推進の中断・見直しを」と言いました。



小林照代議員が代表質問

6月17日奈良県議会にて
小林照代議員が代表質問
「コロナ禍」における
公的・公立病院の役割を
問うた。

コロナ禍におけるホームレス等への取り組みを質問

「コロナウイルスの感染拡大は、女性にとりては深刻な影響をもたらしています。低賃金・不安定な非正規労働者が多い女性は、経済危機のなかで真っ先に切り捨てられ、失業の休校に半日仕事や休んで子どもたちの面倒を見る、高齢者のケアや介護を担ったり、外出自粛による生活不安のストレスが、家庭内でのDVや虐待の危険

をためています。このように、女性をターゲットに取組むと、女性を支援していくのが必要です。女性議員は、「働き先・女性問題は」「勤務先の休業や自粛等でも、県民の窓口にも収入減や家族関係でのストレス、高齢者介護に悩む女性から相談がもたらされた。女性をターゲットに、まず女性の経済的自立への支援として、二工夫を提案す

た。職歴短縮やセミナーの開催等、労働不安を軽減し、生活の安定を図る。また、不安定な労働環境のなかで、女性を支援する働き先を守るため、オンライン相談の導入や相談センターの設置や、相談員の増員が不可欠である。また、女性をターゲットに、まず女性の経済的自立への支援として、二工夫を提案す

くもりのちづね

3年前、ホームレス生活に決別して福祉の支援を受け、一人暮らしをしている62歳のSさんが5月の入って間もなく「コロナ」で死ぬかもしれない、「死んだら葬式代はどうなるのか」、「家の片づけの費用はどうなるのか」と電話が入りました。Sさんは長年の不安定な生活で、身体のおちこちの不調の弊害があり、加えてお金がない、生きていく希望がないなど心労が重なり、「眠れない」「食べられない」「胸が苦しくて我慢できない」と絶えず不安定な状態に悩まされてきました。救急車を何度も呼び、内科、整形外科、精神科といくつもの病院にかかりました。しかし状態は改善していません。「コロナ（うつ）」ということが言われるようになってきました。日頃不安定な生活に置かれている人々にコロナは、「コロナ感染症にかかるとはならないか」という不安をいっそう増幅させます。コロナ感染症は、どの人にも影響を与えていますが、闘病中のひと、障害のある人、介護の必要な人など社会的弱者により大きなダメージをあたえます。そうした一人ひとりに寄り添って、手が差しのべられる政治と社会的連帯を広げていきましょう。

小林てるよ

小林てるよ事務所のご案内
奈良市登大路町2丁目1-12 相川ビル2-203
Tel 0742 (47) 5294 Fax 0742 (47) 7722



新型コロナウイルス 保健所体制強化が急務です

8月27日、コロナ対応で奮闘する中和保健所を訪問。実情を聞き、要望等聞き取りをおこないました。2015年、県の方針で葛城保健所と桜井保健所が統合されて、全国2番目に広い地域を管轄する保健所となり、職員も減らされる中で、新型コロナへの対応をすべての職員で取り組んでいます。「奈良県が保健所統合したのは間違い。日頃から余裕が持てる体制強化こそ必要です」(小林)

総合防災対策特別委員会

*特別委員会は、引き続き総合防災対策特別委員会に所属しました。

新型コロナウイルスの感染が拡大中、水害や台風のリスクが高まる季節が訪れ夏から秋にかけての災害時の避難所確保と避難所運営に新たな課題と対策が求められるとして、避難所を増やすことや避難所の環境改善、避難所の備蓄について質しました。

「三密」さげ、専用スペースのある避難所へ
新型コロナ対策も万全に

<避難所を抜本的に増やす>

避難所では、大勢の人が狭い場所に雑魚寝を強いられることが珍しくありません。「密閉・密集・密接」の3条件が重なります。

国は4月に通常の災害時より避難所を増やすこと、発熱やせきの症状のある人には専用スペースを設けることを求める通知を都道府県に出しており、避難所の増設と専用スペースの確保について尋ねました。

「ホテル・旅館などの活用を進めている奈良市などの情報を把握して、市町村に紹介していく」と答弁。専用スペースについては検討課題とされています。

間仕切りや段ボールベッド、消毒液や体温計
「体育館で雑魚寝」は避難所の普通の姿ではない

<避難所の環境改善・備蓄チェック>

これまでの一連の災害においても、避難所におけるプライバシーの確保、防犯、温かい栄養バランスのとれた食事など被災者の生活環境の改善を求めてきていますが、このような避難所での環境改善に加えて感染対策としてマスク、消毒液、体温計、間仕切りや段ボールベッドなどの必要性がたかまわっており、このような物資の備蓄の状況を尋ねました。

「間仕切りや段ボールベッド、マスク、消毒液、体温計などの必要な備蓄を進めていく」との答弁でした。

奈良県は現在、避難所におけるコロナウイルスなどの感染症予防対策マニュアルである「避難所運営ガイドライン」を策定しています。

総務警察委員会

*前正委員会は、以前所属していた厚生委員会から総務警察委員会に変わりました。

6月にはいったん落ち着いた「コロナウイルス感染」が、7月に入りふたたび拡大。それにくわえて各地では豪雨災害がくわわり、防災体制の強化と新たな課題に直面しました。

こうした防災の最前線にたつ、消防職員・救急救命士について取り上げました。

新型コロナ、自然災害にも対応

<消防職員増員で条例定数確保を>

	法定数	整備数	比率
奈良市消防	442	408	92.3
生駒市消防	181	144	79.6
奈良県広域	1814	1289	71.1
県合計	2437	1841	75.5

総務省消防庁の「消防力整備基準」による消防施設整備計画実施調査(2019年調査)によれば、奈良県広域消防組合の職員数は、法定数1814人に対し1289人で71.1%となっています。(全国平均は78.3%)

奈良県消防は、2014年に、奈良市、生駒市を除く37市町村が一括になり、広域消防になりました(対象人口は約90万人)。広域化前の市町村消防職員数は1278人。広域化された広域消防の職員数は1276人で2人減少しています。

奈良県の消防職員の条例定数は1295人です。2020年4月現在の職員数は1276人であり、条例定数に対して19人が不足です。

消防庁の「消防力整備指針」は、車両に搭乗する隊員数の目標を消防隊5人、救急隊3人、救助隊5人とするのに対し、それを満たせない状

*小林県議報告への整理、ご意見、尚でもお寄せください。

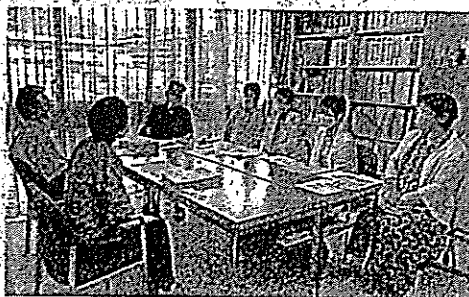
風いのあるところ
どこへでも
小児科のPCR検査

小林県議の活動 取り組み
を写真で紹介！

広範囲のPCR検査を公費負担で

日本共産党奈良県議員団が第6次要望を提出

日本共産党奈良県議員団は、県内の感染拡大(工工センター)を明確に把握し、周囲全体のPCR検査をおこなうことや、広範囲の県民を対象にした防疫目的のPCR検査の検査を公費負担でおこなうよう求めて、第6次の要望を元井知事に提出しました。



奈良市でのコロナ感染拡大防止対策の最前線にたつ消防職員の取材の様子を写真で紹介！

人員補強・体制拡充を

コロナ対策の最前線・奈良市保健所を訪問・激励



厚労省通所施設で要望を聞く

「119センター」の整備や消防力の確保、体制の拡充などを要望を聞く様子

PCR検査の拡大は急務です

祝もあり、消防職員の条例定数の確保と増員を求めました。

救命救急士が搭乗する安心の救急搬送へ

<救急救命士の確保と増員を>

共同通信の調査では、新型コロナウイルスの感染拡大のなか、全国の消防本部で、発熱などの症状がある救急患者の搬送先が決まらず、「たらいまわし」となった事案が、前年同期比で5倍以上になっていたと報道されました。

奈良県でも一昨年の夏の異常な暑さのなか、熱中症患者が流出、救急車の出動が増え、7月から8月、救急車に救急救命士が搭乗した事案が、広域消防で61件もありました。

そこで2019年度、救急救命士が搭乗せず救急車が出動した件数を尋ねたところ、未搭乗件数が342件でした。

消防庁の消防力の整備指針は、救急車の出動には、救急救命士の一人以上の搭乗を求めています。(第28条の5)

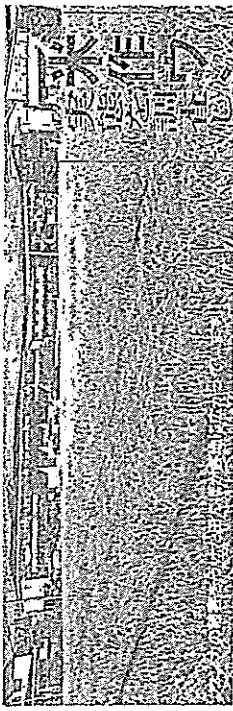
搬送中、万一心肺停止など、患者の様態が急変すれば、命のかかわること。救命救急士が搭乗できない事態はあってはならないことを指摘し、救急救命士のさらなる確保と増員を強く求めました。

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 小林 照代

年月日	2020年12月10日他				
表題と発行部数	「日本共産党奈良県議会だより」2020年11月 (NO. 112) (129700枚)				
対象者	奈良県民				
配布方法	新聞折込 (117300枚)、ポスティング・駅頭配布等 (12400枚)				
発行目的	9月定例奈良県議会の県議会での質問、提案、決まったことを広報し、広く県民の意見、要望を聞く				
按分率の説明	4人の議員で構成する日本共産党県会議員団が責任発行する「県議会だより」であり、会派と議員の政務活動全般、個別活動の紹介と報告に特化 (すべて政務活動)				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県民生活を直撃する新型コロナ禍に対して、検査体制の抜本的強化、医療機関と中小企業の営業を守る対策の推進、さらには、平城宮跡広場へのハコモノ・体験交流館建設事業など不要不急の大型事業を見直して財政をねん出し、細かいところまで行き届くコロナ対策の推進にまわすよう提案した代表質問など9月議会における論戦を紹介、意見を求める。 ・核兵器禁止条約の発効を来年1月にひかえ、日本政府が条約の批准、調印するよう奈良県から求めることの大切さを、知事に進言。否決されたが、県議会に提案された「決議」を紹介した。 ・県下に広く広まったウンカ被害への対応について、現地調査、県への要望、議会論戦など共産党県議団の活動を紹介し、意見を求めた。 ・コロナ禍のもと、学生の生活支援、対面授業を拡大することについて大学当局と懇談をすすめ、学生がどのように生活しているかを紹介した。読者の意見を求め、議会論戦に活かす。 				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	新聞折込代	奈良産経企画	90321円	117300枚分×1/4	98
	印刷代	関西共同印刷所	69300円	129700枚分×1/4	100
		合計 159621円 (100%充当)			
備考	会派を構成する4人の議員が分担する (1/4) 添付資料: 「日本共産党奈良県議会だより」2020年11月号 (No.112)				

注 発行した広報紙を添付してください。



被害農家へ資金等支援を

日本共産党岡山県議団 農家への聞き取りすすめ、県に要望

稲刈り最盛期、害虫であるウンカによる被害が広がっています。日本共産党岡山県議団は県内の農業関係者を訪問し被害実態を



被害農家の苦情を聞き取りする議員団

何うかとともに、県当局へ対策を申し入れました。「今年は収獲が8分の1」「こんな被害は初めて」「早く刈れは言いたし、遅ければウンカ被害が広がる。保険に入っている人は調査が終わるまで刈れない」となど実態は深刻です。岡山県害虫防除所は7月31日に「往復報」を発令しましたが、9月以降急激に被害が拡大したことをうけ、9月17日に第2報を発令しました。各町町村の水田100枚を目安に調査した被害発生率は9月17日に22%、9月下旬に47%、10月上旬に52・9%となっています。

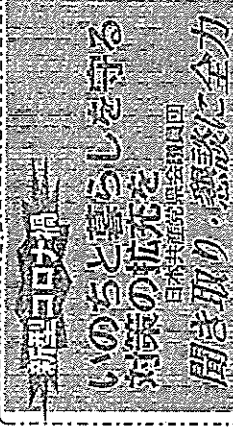
「ウンカ被害が開始された7月の時点で発報の数字をおこなっておれば、ここまですで広がらなかったのでは。往復報が出されたのは知っているが、現状把握の調査もなければ、発報数字などの提起もなかった」との声も出ています。



被害実態を調査する本田議員 (大和町高田町内)

日本共産党岡山県議団は10月7、8日、被害をうけた農家を訪問、要望を聞きましました。

15日には県害虫防除所でも聞き取り。13日には被害農家への支援を求めて県担当部局に要望【上写真】。①被害実態を調査し把握する、②被害農家に資金をはじめとする総合的な支援を求めよう、③県として予防対策に万全を期すことについて求めました。



新型コロナ いのちと暮らしを守る 対策の拡充を 聞き取り・懇談に全力

日本共産党岡山県議団

特別支援学校のバス増車 一十月以降も継続に

特別支援学校の通学バスの過密化解消を目的に、国の予算を使って6校に7台のバスが増車されましたが、9月末で打ち切られることが問題になっていました。日本共産党岡山県議団は支援学校に聞き取りを行うと共に、国会議員団とも連携し支援の継続を求めました。

その結果、10月からも継続されることになりました。引き続き働きかけます。

大学での対面授業の実施拡大と 大学生生活支援を

県立大、女子大、教育大で継続
県内大学を訪問。コロナ禍での学生の様子、学生支援の取り組みなど、お話を伺いました。

県立大学での学生へのアンケートでは、対面の授業を望む声とともに、通学時の感染リスクから、「通学したくない」という声もあり、学生が望むことの一つは、「友人に会いたい」とのことでした。また、奈良女子大学では、下宿を引き払って実家に帰った学生もいることが報告されました。また、各大学では授業料減免や学食を半額にするなど独自に学生生活を支援する取り組みも実施されています。

そして、県や市に対して、安心して通学できるように、PCR検査を誰でも受けられるようにしてほしいと要望しているとのこととです。



お話を伺う本田議員

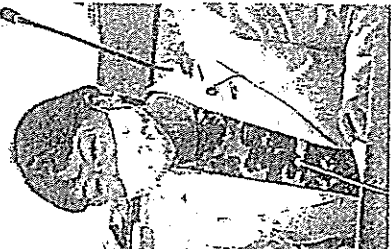
新型コロナの組織改善と ハコモノ中心の観光振興の見直しを

今井光子議員は県議員会でも観光振興のあり方について論議中である。従来の観光局の運営や各種団体の会議体などを再見直し設立された「岡山県観光ハコモノセンター」について聞き取りを行いました。

今井議員は「県民の暮らしと観光振興が両立できる組織だが、

定数に基づかない運営や十分な会計処理、ハコモノの運営や職員の大変な業務が負担になっていること、観光事業に基づき適正な処分と組織のあり方の変更を求めました。草莽知事は継続、処分の変更は無いという認識を示しました。

今井議員はその他、奈良公園ハコ



決算委員会質疑
今井光子議員

タミナル(45億円)、コンベンションセンター(150億円)、奈良公園内の庭園「飛騨山(600万円)など、(6億円)、なら歴史芸術文化村(100億円)などハコ

ノ感染を指摘し「コロナ禍で県民の暮らしが大変な中、子どもの貧困や児童虐待などの問題が深刻化している。予算の壁にどう克服すべき」と熱意を込めて発言しました。



新型コロナの災害対策強化 避難所の感染防止対策強化を求める意見書 本田議員が議員弁明 全会一致採択

近年多発する豪雨災害に当たり、新型コロナウイルス感染拡大の脅威



懇談する本田議員

では避難対策の強化が喫緊の課題です。国は今年4月、コロナ禍のも

と災害が起きた場合、「三密」を避けるため避難所も多くの避難所を閉鎖しようとする恐れ等に通知しましたが、避難所における感染防止対策は避難所によっては十分でない、十分とはいきません。国において新型コロナウイルスによる集団感染を防止し避難所での感染対策に対する予算措置など、更なる支援に取り組みすることを求める意見書が全会一致で可決されました。本田議員が議員弁明を行いました。

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 小林 照代

年月日	2020年12月10日他				
表題と発行部数	「小林照代の県議会だより」2020年11月号 (NO.21) 50700枚				
対象者	奈良県民				
配布方法	新聞折込 (48200枚)、駅頭配布・ポスティング (2500枚) 他				
発行目的	9月定例県議会における日本共産党奈良県会議員団と小林照代県議の論戦、総務警察委員会、予算委員会での論戦を広報し、広く県民の意見・要望を聞くため				
按分率の説明	すべて政務活動と調査活動の報告				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・9月議会でおこなった本会議討論、総務警察委員会、総合防災対策委員会、予算委員会での質問と提案を紹介し、意見と要望を聞く。 ・新型コロナウイルス感染症拡大を防止するために、医師、看護師などスタッフの確保を優先し、県民の命とくらしを守る対策を進めるよう求めたこと、PCR検査体制を抜本的に強化すること、保健所の入員、機能強化、農家支援、文化芸術分野への支援、学校では少人数学級編成の早期実現を求めたことを説明、紹介した。 ・ウンカによる米作被害で農家を訪問し、要望を聞き、県に対して対策と支援を求めたこと、平城宮跡への体験館建設が発掘調査をしないまま建設をしようとしていることは許されないと研究者団体とともに要望したことを写真で紹介した。 ・意見を求め、議会論戦などに活かす。 				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	新聞折込代	奈良産経企画	148456円	48200枚分	99
	印刷代	関西共同印刷	183700円	50700枚分	101
		※ 100%充当 合計 332156円			
備考	添付資料：「お元気ですか小林照代です (小林照代の県議会だより)」2020年11月号 (NO. 21)				

注 発行した広報紙を添付してください。



お元気ですか 小林てるよです

日本共産党奈良県議会議員

小林 照代の県議会だより

ブログ：小林てるよのブログ 小林てるよ 検索

2020年11月
NO. 21

日本共産党奈良県議会議員団
奈良市登大路町30
奈良県議会内
tel 0742 (27) 5291
fax 0742 (27) 1492
naraken-jcp@forest.ocn.ne.jp

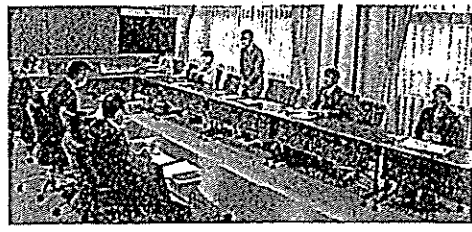
世界一の富裕社会となった日本の医師数は33万人、OECD(経済開発協力機構)加盟国の単純平均より約13万人も絶対数不足で、G7で最小です。日本感染症学会は、2008年に、「感染症には感染症専門医がすべきで、日本の300床規模以上の医療機関に専門医が3000人から4000人程度必要」との見解をまとめていますが、現在、感染症専門医数は1500人程度にとどまっています。

日本では、1980年代に当時の厚生省保険局長の医療費増大が国をこぼすという「医療費亡国」論により、公的医療費の抑制政策が行われ、患者の自己負担を増やし、病床削減(整理)や病院の統廃合、医師の養成抑制が進められました。

奈良県では、一般病床を閉じてコロナ病床にすることで、病床の確保はできましたが、一般病床に入院されるべき人が取り残されるという事態も起りました。また感染症センターの医師の業務は、通常時と比べ、その負担は増大しました。

小林照代議員は、コロナ感染症はまだまだ予断が許されず、医療体制にゆとりが必要であり、医師・看護師等のさらなる確保を求めました。

友達とあいたい! (県立大学学生アンケートより)
対面授業の再開と学生生活支援を
日本共産党県議団 県内の大学当局と懇談



日本共産党奈良県議会議員団は、「コロナ禍のもとで授業がどのようにおこなわれているか、学生生活の支援はどうかなどを聞き取るために県立大学、女子大学、教育大学を訪問、事務局長さんらと懇談しました。各大学では、後援により対面授業も部分的に再開、学生生活支援の取組も工夫をして取り組んでおられました。希望する学生への授業再開を要望されていました。これらの実現のために引き続き取り組めます。

同分福 医師・看護師等スタッフ確保と 医療体制強化を求める

くもりのち晴れ

74歳のTさんは、病弱で入院を繰り返す息子さんと二人暮らし。20年余り、介護士として働いていました。先日、めまいとめまいがきつくなり、訪問先で倒れてしまい、休職のなか、退職せ

るを得なくなりました。「仕事ができたらなあ」と言っておられますが、今のところ風通しがありません。78歳のHさんは、20年以上前から、はじめは家政婦として、現在はホームヘルパーとして働いていました。障害のある息子さんは不安定になることが多く、その対応にも追われストレスが重なり、ついには仕事を休ませることを余儀なくされました。今後の生活への厚い支援を求めたいです。

菅首相の「自助・共助・公助」発言。自分のごほうぶで責任を持って」とはあまりにも冷たい言葉です。一人も取り残さない政治に努めていこうと声を上げていきたいと思います。

小林 照代 議員
〇月定例奈良県議会
コロナ対策をめぐって
補正予算等を審議する
県議会議員会に入り
「コロナ禍のもと、不慮不慮の大変・ハコモノ」
建設費を見直し、コ
ロナ対策をしっかりと行
い、県民の命と暮らし
を守り抜く対策の推進
を求めて議しました。

小林てるよ事務所のご案内
奈良市登大路町2丁目1-12 3F川ビル2-C号
tel 0742 (47) 5284 - fax 0742 (47) 7722



新型コロナウイルス感染症対策・支援の強化を！

小林照代議員が予算委員会で論戦

<検査体制の拡充を！>

日本の検査数は大変遅れており、世界で150番前後という状況がつづいています。

県ではこの間、身近なところでPCR検査を受けられる体制をと取り組みをすすめてきていますが、検査にたどり着くまでに相当時間がかかっている状況もあり、「検査を受けたいと思っても、『対象ではありません』と言われ、受けることができない」との声がよく聞かれます。

誰もがいつでも何度でも検査を受けられるように、発熱外来センターや検体採取場所の拡充を求めました。

「今後、発熱等の症状のある患者に対する診察、検査体制の拡充が一層重要。県では、新型コロナウイルス外来の設置の促進とともに、発熱外来クリニックの設置を支援し、発熱患者の診察およびコロナウィルスの検査を行う医療機関を発熱外来認定医療機関として認定する制度の運用を開始した。検体採取場所は、コロナ感染症外来で17病院、ドライブスルーは3病院、発熱外来クリニック5ヶ所、発熱外来認定医療機関19病院86診療所の105ヶ所、合計129ヶ所で、今後も引き続き医療機関に対し、診察検査を受ける体制の強化について周知を図り、一緒に取り組んでいく」との答弁がありました。

<保健師さんをはじめ保健所職員を増やし、保健所の機能強化を！>

コロナ感染症が拡大する中で、最前線に立つ保健所の機能強化として保健師等の勤務実態と保健所の人員体制について質しました。

郡山保健所の保健師さんの超過勤務時間は、一般的には過労死ラインといわれる月80時間に手が届く状態になっており、さらなる保健師の確保が必要であると強く要望しました。

保健所における保健師の超過勤務時間は、郡山保健所では7月、平均で70時間、中には100時間を超える職員もいる状況が明らかにされました。また、保健師については、郡山と中和保健所で6名の増員を考えており、感染状況に応じて増減をしていきたいと答弁されました。

<コロナ感染症拡大で被害を受けた農家への支援を求める>

農民運動奈良県連合会が、9月に茨井知事に提出された要望書にそって、①コロナ禍の影響の大きい米価下落に対する緊急対策、②米価下落により大きな影響を受ける集落営農組織、農業法人、農家に資金や雇用や販路などの総合的な支援策、③米価下落の要因である2019年在庫の解消のため、消費拡大の具体的対策などを質しました。

「コメの価格については、全国的な需給バランスの動向により決定されます。米価の下落に対しては、収入減少影響緩和交付金という国の施

策がありますが、保険的な制度で認定農業者や集落営農組織などは加入者が多く、収入の下落に対してある程度補強できると考えている」との答弁でした。

奈良県のおいしいコメ=ヒノヒカリを何とか守ってほしい、米価の大幅な引き下げで悲鳴が上がっており、危機感が広がっており、コメ作りをあきらめる農家が増えつつあるのではないかと、県として個々の農家の状況を把握して、県としての支援を強めるべきと求めました。

<文化芸術活動への支援を！>

コロナ禍で多くの文化イベントが中止や延期となり演劇・音楽・舞踊など舞台芸術や美術などの文化・芸術活動に携わる人は事業の継続が危ぶまれる状況になりました。

国の第2次補正予算で盛り込まれた「文化芸術活動継続支援事業」は、フリーランスを含む個人事業者、任意団体等も対象になっていますが、活動費の全額を補助せず、自己負担金を必要とする制度のため、体力のない人は見限られてしまい、奈良県では、県民の情報を届けた文化芸術団体は、音楽138、美術28、演劇6、舞踊2、芸能2、その他17で合計193団体ありますが、その活用は明らかになりませんでした。私は、フリーランスなど個人事業者、小規模事業者が多い県内の文化団体の活動に県としての支援を求めました。

県としては、「文化団体等の活動機会や県民の文化観賞の機会の創出の取り組みと確保をしていく」と述べるにとどまり、重ねて、事業継続が見通せない文化芸術団体への直接的な支援が必要であることを要望しました。

<少人数学級の速やかな実施を！>

コロナ禍のなかで、こどもの学習の遅れ、不安とストレスは大変深刻です。

新型コロナウイルス感染症が拡大する中で子どもたちの学校での感染症対策を行っていく重要性がもためられており、感染防止の3つの基本(①身体的距離の確保②マスクの着用、③は手洗い)の一つである「身体的距離の確保」ができないという重大な問題に直面しています。

現在、小中高校の学級では、1クラス・40人の学級編成となっており、「40人学級」では、人との間隔を2に空けることはおろか、1に空けることも不可能です。

感染症の収束が見えない中、教室が「密」にならないことが求められます。すべてのこどもが安心して豊かに学べる環境をつくるため、少人数学級を求める声は、全国の知事会、市町村長会が声を上げたほか、12名の教育研究者が呼びかけた署名も全国に広がっていることを伝え、県としてこうした声に積極的に応えるよう求めました。

奈良県の小中高校で30人以下学級を実現するには、学級担任だけで約450人、20人以下学級となると約1920人の教員の増員が必要になり、専科教員(小学校)、各教科の教員等(中学校)がさらに必要となると答弁がありました。

*小林照代県議会報告への感想、ご意見、何でもお寄せください。

願いのあるところ
どこへでも
小林てるよのフードレポート

小林照代議員の活動 取り組み
を写真で紹介！

ワンカ被害の爆発的広がり
被害農家への経済支援を

米作農家のワンカの被害が爆発的に広がりました。共産党県議団は農家を訪問(下写真)、県に被害農家の調査と被害農家への経済支援を要望(左写真)しました。

奈良時代の解明がさらに進むための「開発」は待てない

平城宮跡の利活用促進事業は、平城宮跡の南側に県立公園に導入し、莫大な費用をかけて体験館など新たな遺物をつくる計画です。ところが、阿地区は調査もおこなわれておらず、奈良時代にどういった人々の生活が営まれていたのかわかっていません。古奈良の遺産と自然を守る会の皆さんとともに、阿地の調査をおこし、広く県民、研究者ら専門家の意見を聞く必要があると要望しました。

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 小林 照代

年月日	2021年2月10日他				
表題と発行部数	「日本共産党奈良県議会だより」2021年1月 (NO. 113) (129700 枚)				
対象者	奈良県民				
配布方法	新聞折込 (117300 枚) 、ポスティング・駅頭配布等 (12400 枚)				
発行目的	1 1月定例奈良県議会の県議会での質問、提案、決まったことを広報し、広く県民の意見、要望を聞く				
按分率の説明	4人の議員で構成する日本共産党県会議員団が責任発行する「県議会だより」であり、会派と議員の政務活動全般、個別活動の紹介と報告に特化 (すべて政務活動)				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 1月定例奈良県議会における本会議質問、委員会質問など論戦と要望・陳情活動を紹介し、意見を求める。 ・ 予算要望、コロナ対策第8次要望書提出で、県民生活を直撃する新型コロナ禍に対して、検査体制の抜本的強化、医療機関と中小企業の営業を守る対策の推進し、不要不急の大型事業を見直して財政をつくりだすよう提案した。 ・ 政府公表の資料で奈良県の医療従事者への「慰労金」支給が全国最下位のペースで交付されていることを示し、医療従事者、社会福祉施設従事者への慰労金交付を急ぐよう提案。 ・ 国民健康保険の運営方針見直しで保険料引き上げと収納対策強化策がとられたことを知らせ、読者の意見を求め、議会論戦に活かす。 				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	新聞折込代	奈良産経企画	90321 円	117300 枚分×1/4	128
	印刷代	関西共同印刷所	69300 円	129700 枚分×1/4	135
		合計 159621 円 (100% 充当)			
備考	会派を構成する4人の議員が分担する (1/4) 添付資料: 「日本共産党奈良県議会だより」2021年1月号 (No.113)				

注 発行した広報紙を添付してください。

2020年度事務所状況報告書

会派・議員名 小林 照代

① 務活動 事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
② 所在地	住所 奈良市富雄元町2丁目1番12号 2-C号 電話 0742(47)5884 延べ床面積 38.4㎡
③ 他用途との 兼用	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()
④ 所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件(賃貸借契約先 XXXXXXXXXX) 所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤ 按分率の 考え方	<input type="checkbox"/> 使用実態(使用面積又は使用時間による) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所全体面積 38.4㎡ (a) うち政務活動使用面積 19.2㎡ (b) <input type="checkbox"/> 事務所使用時間 時間(a) うち政務活動使用時間 時間(b) (b)/(a) = 19.2/38.4 → 按分率 1/2
⑥ 事務所賃借料 の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1/2 (按分率の考え方: 後援会活動と面積分担で按分)
⑦ 駐車場代の 計上	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 来客専用 按分率 / <input type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 / (按分率の考え方:)
⑧ 光熱水費・ 維持管理費の 計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1/2 (按分率の考え方: 事務所賃借料と同様の考えで按分)
⑨ 備考	毎年度末に同一条件での契約継続を相互で確認

注 賃貸借(事務所・駐車場)の場合は、別途契約書を添付してください。

建物賃貸借契約書 (店舗) 新法による普通型賃貸借

1. 賃貸物件の表示

住所表示	奈良市富雄元町2丁目1番12号	
建物の表示	所在地	奈良市富雄元町2丁目332番地1、332番地2
	マンション名	細川ビル
	構造	鉄筋コンクリート造陸屋根 4階建
	床面積	1階 173.27 m ² 4階 195.48 m ² 7階 0.00 m ²
		2階 195.48 m ² 5階 0.00 m ² 8階 0.00 m ²
		3階 195.48 m ² 6階 0.00 m ² 9階 0.00 m ²
専有部	家屋番号	332番1
分の建	建物番号	2-C号
物の	構造	鉄筋コンクリート造1階建
	専有面積	2 階部分 38.4 m ²
付属設備	別紙付帯物業の通り。	
特記事項	専務所以外の使用禁止、屋外看板禁止。	

2. 賃料その他の負担の帰属

賃料	月額金	90,000 円也	(消費税含む。)
管理費(共益費)	月額金	0 円也	(消費税含む。)
駐車場料	月額金	0 円也	第 号(別紙位置図参照)
礼金(権利金)	金	270,000 円也	(消費税含む。)
敷金(保証金)	金	0 円也	

指定口座 三井東京UFJ銀行

(※申込み手数料は借主負担です。)

3. 使用目的及び契約期間

使用目的	事務所	
契約期間	平成23年5月1日	より 平成25年4月30日 まで
引渡し	平成23年5月1日	まで

4. 特約事項

第1条 借主は、本物件の賃貸借期間中は、賃貸借契約時に締結した保証委託契約を継続するものとする。(2年毎更新、更新時賃料の50%)
 第2条 借主は店舗総合保険に加入すること。(2年毎更新)
 第3条 借主は紛失した場合、償を交換し、その費用は借主とする。但し、紛失した場合は貸主に報告し、紛失した旨を1本頂けるものとする。

貸主

と借主

小林 照代

重要事項説明書を掲載の上、裏記表示不動産(以下本物件といふ)につき下記の通り賃貸借契約を締結し、その証として本契約書2通を作成し、貸主、借主各自署名捺印の上各1通を保有する。

平成23年4月29日

貸主(甲)

住所

氏名
電話番号

借主(乙)

住所

氏名
電話番号

奈良市三石 1-9-20

小林 照代 0742-46-6975

連帯保証人

住所

氏名
電話番号

捺印

契約者以外の同居者

氏名	年齢	性別	続柄	勤務先
	才			
	才			
	才			
	才			

仲介業者

免許番号
住所
商号
代表者

仲介業者

免許番号
住所
商号
代表者

取引主任者
登録番号

取引主任者
登録番号

2020年度雇用状況報告書 (その1)

会派・議員名 小林 照代

① 雇用者	氏名 住所 電話番号	[Redacted]																												
② 雇用形態	<input type="checkbox"/> 直接雇用 <input checked="" type="checkbox"/> 派遣等	[Redacted]																												
② 雇用期間	2020年4月1日～2021年3月31日																													
④ 職務内容	会派の政務調査活動と同関連事務補佐																													
⑤ 給料 (賃金)	1800円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給)																													
⑥ 按分率の考え方	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) 政務活動に要した時間に係る賃金のみを支払 按分率 1 / 1 い、その分を政務活動費として充当する (その他の業務に要する時間に係る賃金は出向元が支払い、政務活動費は充当しない) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>政務活動時間</th> <th>出退勤時間</th> <th>その他の時間 (参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月 (17日)</td> <td>56.0</td> <td>88.0</td> <td>32.0</td> </tr> <tr> <td>5月 (17日)</td> <td>61.0</td> <td>86.5</td> <td>25.5</td> </tr> <tr> <td>6月 (21日)</td> <td>82.5</td> <td>112.5</td> <td>30.0</td> </tr> <tr> <td>7月 (21日)</td> <td>76.0</td> <td>111.0</td> <td>35.0</td> </tr> <tr> <td>8月 (19日)</td> <td>62.0</td> <td>80.0</td> <td>18.0</td> </tr> <tr> <td>9月 (19日)</td> <td>72.0</td> <td>94.0</td> <td>22.0</td> </tr> </tbody> </table> <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 / <input type="checkbox"/> 職務内容による場合 () → 按分率 /		月	政務活動時間	出退勤時間	その他の時間 (参考)	4月 (17日)	56.0	88.0	32.0	5月 (17日)	61.0	86.5	25.5	6月 (21日)	82.5	112.5	30.0	7月 (21日)	76.0	111.0	35.0	8月 (19日)	62.0	80.0	18.0	9月 (19日)	72.0	94.0	22.0
月	政務活動時間	出退勤時間	その他の時間 (参考)																											
4月 (17日)	56.0	88.0	32.0																											
5月 (17日)	61.0	86.5	25.5																											
6月 (21日)	82.5	112.5	30.0																											
7月 (21日)	76.0	111.0	35.0																											
8月 (19日)	62.0	80.0	18.0																											
9月 (19日)	72.0	94.0	22.0																											
⑦ 添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 出向に関する覚書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類																													
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。																													
⑨ 備考	政務調査活動事務補佐員の賃金は、会派を構成する県会議員 (現在4人) で分担する (1/4)																													

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

2020年度雇用状況報告書 (その2)

会派・議員名 小林 照代

① 用者	氏名 住所 電話番号	[Redacted]																												
② 雇用形態	<input type="checkbox"/> 直接雇用 <input checked="" type="checkbox"/> 派遣等																													
③ 雇用期間	2020年4月1日～2021年3月31日																													
④ 職務内容	会派の政務調査活動と同関連事務補佐																													
⑤ 給料 (賃金)	1800円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給)																													
⑥ 按分率の考え方	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) 政務活動に要した時間に係る賃金のみを支払 按分率 1/1 い、その分を政務活動費として充当する (その他の業務に要する時間に係る賃金は出向元が支払い、政務活動費は充当しない) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>政務活動時間</th> <th>出退勤時間</th> <th>その他の時間 (参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10月 (18日)</td> <td>69.0時間</td> <td>94.5時間</td> <td>25.5時間</td> </tr> <tr> <td>11月 (18日)</td> <td>64.5</td> <td>93.0</td> <td>28.5</td> </tr> <tr> <td>12月 (18日)</td> <td>67.0</td> <td>90.0</td> <td>23.0</td> </tr> <tr> <td>1月 (18日)</td> <td>60.5</td> <td>108.0</td> <td>45.5</td> </tr> <tr> <td>2月 (17日)</td> <td>69.0</td> <td>91.5</td> <td>22.5</td> </tr> <tr> <td>3月 (21日)</td> <td>81.5</td> <td>118.5</td> <td>37.0</td> </tr> </tbody> </table> <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 / <input type="checkbox"/> 職務内容による場合 () → 按分率 /		月	政務活動時間	出退勤時間	その他の時間 (参考)	10月 (18日)	69.0時間	94.5時間	25.5時間	11月 (18日)	64.5	93.0	28.5	12月 (18日)	67.0	90.0	23.0	1月 (18日)	60.5	108.0	45.5	2月 (17日)	69.0	91.5	22.5	3月 (21日)	81.5	118.5	37.0
月	政務活動時間	出退勤時間	その他の時間 (参考)																											
10月 (18日)	69.0時間	94.5時間	25.5時間																											
11月 (18日)	64.5	93.0	28.5																											
12月 (18日)	67.0	90.0	23.0																											
1月 (18日)	60.5	108.0	45.5																											
2月 (17日)	69.0	91.5	22.5																											
3月 (21日)	81.5	118.5	37.0																											
⑦ 添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 出向に関する覚書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類																													
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。																													
⑨ 備考	政務調査活動事務補佐員の賃金は、会派を構成する県会議員 (現在4人) で分担する (1/4)																													

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

事務局職員の出向に関する覚書

日本共産党奈良県委員会（以下「甲」という）と日本共産党奈良県会議員団（以下「乙」という）は、甲から乙へ出向する者（以下「出向者」という）の勤務条件及び出向者の経費の負担等に関し、次のとおり覚書を締結する。

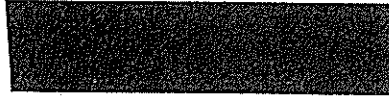
（目的）

第一条 甲は出向者を乙において乙の指揮のもと、出向者の技能及び知識を持って乙の政務調査活動に従事させることにより、乙の政務調査活動を充実させ、議員団活動を向上させることを目的とする。

（出向者）

第二条 出向者は次の者1名とする。

出向者 氏名
住所



（出向期間）

第三条 出向者の甲から乙への出向期間は、2020（令和2）年4月1日から2021（令和3）年3月31日までとする。

（出向先事業所名及び所在地）

第四条 出向先事業所及び所在地は次のとおりとする。

事業所名 日本共産党奈良県会議員団
所在地 奈良市登大路町30奈良県庁内（議会棟 日本共産党議員控室）

（身分）

第五条 甲は、出向者を在籍させたまま、乙の勤務員として出向させる。

（勤務等）

第六条 出向者の就業時間、休憩時間、休日、休暇等の勤務に関する事項（ただし、年次有給休暇を除く）は、乙において定める規定を適用する。

（年次有給休暇）

第七条 出向者の年次有給休暇は、甲の規定を適用する。

（賃金及び賞与）

第八条 出向者の賃金及び賞与は、甲の規定により、甲が出向者に対し直接支給し、乙は甲に対し出向者の基本給及び諸手当相当分を負担するものとする。

ただし乙が負担する額は、出向者が県会議員団の事務局員として従事する政務活動の活動と政党活動等の活動を厳格に区別し、出向者が従事した政務調査活動に係る実費について負担するものとする。

2 乙が負担する額は、出向者の従事した政務活動に係る実費額を精算して毎月1日から月末までの分を、翌月上旬までに甲に対して支払うものとする。

（社会保険の附保等）

第九条 出向者の健康保険、厚生年金保険、雇用保険は、甲において継続加入の上、これにかかる事業主負担保険料は甲が負担する。

2 出向者の労働者災害保障保険は、甲において附保することとし、これにかかる保険料は乙が負担する

（出向期間中の費用）

第十条 出張旅費等乙の業務命令にともなって発生する諸費用は、乙の規定に基づき乙が出向者に対し直接支給する。

2 通勤に必要な費用は、甲の規定に基づき甲が出向者に対し直接支給する。

(福利厚生)

第十一条 出向者の福利厚生については、甲の規定を適用する。

(復帰)

第十二条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲へ出向者を復帰させることができる。

- (1) 出向者が、乙の定める就業規則に規定する解雇又は退職の事由に該当するとき。
- (2) 出向者が、特別な理由により復帰を希望し、その理由が妥当であると認められるとき。
- (3) 甲が、特別な理由により出向者の復帰を希望し、その理由が妥当であると認められるとき。
- (4) 出向者の受け入れ目的が達成又は消滅したと認められるとき。

(連絡調整)

第十三条 甲及び乙は、出向者の次の事項に関し、相互に連絡調整を図るものとする。

- (1) 甲から乙への連絡調整事項
 - イ 出向者の履歴に関する事項
 - ロ その他乙から求められた事項
- (2) 乙から甲への連絡事項
 - イ 出向者の乙における業務内容
 - ロ 出向者の勤務時間、休日及び休暇
 - ハ 出向者の勤務状況
 - ニ その他甲から求められた事項

(疑義の解決)

第十四条 この覚書に関して疑義が生じたとき、又はこの覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上解決するものとする。

(有効期間)

第十五条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から第三条の出向期間の末日までとする。

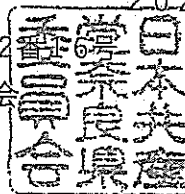
(変更及び解除)

第十六条 この覚書の有効期間中であっても、甲又は乙が変更若しくは解除を希望するときは、あらかじめ書面によって相手方に通知したうえで、この覚書の内容の変更若しくは解除をすることができる。

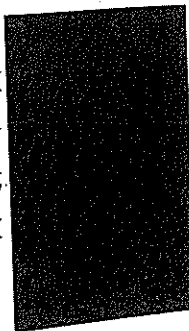
この覚書を確認するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

2020 (令和2) 年4月1日

所在地 奈良市四條大路2丁目2番地
 甲 事業所名 日本共産党奈良県委員会
 代表者 委員長 細野 歩



所在地 奈良市登大路町30番地奈良県議会内
 乙 事業所名 日本共産党奈良県会議員団
 県議会議員 山村 幸穂
 県議会議員 今井 光子
 県議会議員 小林 照代
 県議会議員 太田 敦



第11号様式の14(第5条関係)

業務活動補助業務賃金台帳(2020年度)

【議員名 日本共産党奈良県会議員団】

雇用者氏名	住所	生年月日	月												合計	
			20月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		4月
労働日数			17	17	17	21	21	19	19	18	18	18	18	17	21	
労働時間数			56.0	61.0	82.5	76.0	62.0	72.0	69.0	64.5	67.0	60.5	69.0	81.5		
時間外労働			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
休日労働			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
深夜労働			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
基本給			100,800	109,800	148,500	136,800	111,600	129,600	124,200	116,100	120,600	108,900	124,200	146,700		
時間外手当			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
通勤手当(課税)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
通勤手当(非課税)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
概算合計			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
非課税合計			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健康保険料			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
介護保険料			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
厚生年金保険料			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
雇用保険保険料			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
社会保険料合計			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
課税対価			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
所得税			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
市町村民税			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
控除額合計			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
差引支給額			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
領収印																

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。